

議員発議案第 1 号

地方自治法第 180条第 1 項の規定に基づき知事において専決処分をすることができる事項の指定の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定に基づき知事において専決処分をすることができる事項の指定の一部を次のように改正し、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

地方自治法第 243条の 2 の 8 第 8 項の規定に該当する事件で 1 件の金額が 100万円以下のものに係る賠償責任の免除に関すること中「第 243条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243条の 2 の 9 第 8 項」に改める。